

**文例 債務者が死亡したので、限定承認した相続人に対し貸金請求訴訟を提起するケース**

本文例は、債務者が死亡したが、相続人の一部が相続放棄をし、財産相続をした者が限定承認した場合、限定承認した相続人に対し相続分に応じて貸金の返還を請求するケースです。

○訴 状

訴 状

平成〇〇年6月30日

〇〇地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 山崎圭二 ㊞

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都江戸川区〇〇3丁目6番9号  
原 告 小松一郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区〇〇2丁目1番5号  
山崎法律事務所(送達場所)

上記訴訟代理人弁護士 山崎圭二  
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ①  
FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ②

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都葛飾区〇〇4丁目2番34号  
被 告 二見かおる

同 所  
被 告 二見 浩

**貸金請求事件**

訴訟物の価額 200万円

ちょう用印紙額 ○○○○円

**第1 請求の趣旨**

- 1 被告らは、原告に対し、それぞれ亡ニ見毅の相続財産の限度で110万円及び内金100万円に対する平成〇〇年3月1日から支払済みに至るまで年1割5分の<sup>3</sup>割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言

**第2 請求の原因**

(金銭消費貸借契約)

- 1 原告は、訴外二見毅（以下「毅」という。）に対し、次のとおり金員を貸し渡した（甲1、2号証）。

貸付年月日 平成〇〇年2月28日

貸付金額 200万円

弁済期 平成〇〇年2月28日

利 息 年1割

遅延損害金 年1割5分

(死亡・相続)

- 2 毅は、平成〇〇年1月30日死亡した（甲3号証）。
- 3 被告二見かおるは毅の妻、被告二見浩は毅の二男であるが、毅には他に長男二見亨、長女藤田まさえの二子がいる（甲3、4、5号証）。
- 4 (1) 二見亨及び藤田まさえは、いずれも平成〇〇年3月5日東京家庭裁判所に相続放棄の申述をなし、同月23日同申述は受理された（甲6号証）。
- (2) 被告二見かおる及び被告二見浩は、平成〇〇年4月6日東京家庭裁判所に<sup>4</sup>限定承認の申述をなし、同月28日同申述は受理された（甲7号証）。
- 5 よって、原告は、限定承認をした被告ら各自に対し、それぞれその相続財産の限度において本件債務の相続分である100万円及びこれに対する貸付日の翌日である平成〇〇年3月1日から弁済期である平成〇〇年2月28日まで約定の年1割の利息金10万円、弁済期の翌日である同年3月1日から支払済みまで約定の年1割5分の割合による遅延損害金を支払うよう求める。

## 証拠方法

1 甲1号証	「借受金」と題する証書
2 甲2号証	印鑑証明書
3 甲3号証	戸籍謄本
4 甲4, 5号証	戸籍謄本(二見亨, 藤田まさえ)
5 甲6号証	相続放棄申述受理証明書(二見亨, 藤田まさえ)
6 甲7号証	限定承認申述受理証明書(二見かおる, 二見浩)

## 附属書類

1 訴状副本	2通
2 甲1号証から7号証までの写し	各3通
3 訴訟委任状	1通

## 編注解説

**1** 民事訴訟規則では、送達場所をできる限り訴状に記載して届けなければならないとされています（民訴104条1項・民訴規41条）ので、住所と同じであっても、このように届出します。なお、民事訴訟法では、送達場所を届けている場合、事務所移転などのために転居先不明として送達がされなかった場合でも、すぐに付郵便送達ができることになりますので注意する必要があります（民訴106条1項2項・107条1項2号）。

**2** 民事訴訟規則53条4項に基づく郵便番号・電話番号・ファクシミリの記載です。

**3** 限定承認（民922条以下）をした相続人に対して金銭請求する場合には、相続財産の限度で請求するものであることを請求の趣旨で明らかにします。なお、編注解説**4**を参照してください。

**4** 請求の原因2及び3は、相続人に対する請求権の発生原因として主張する必要があります。請求の原因4は、相続人4人のうち、二見亨と藤田まさえが相続放棄をしたため、残りの2人（被告二見かおると被告二見浩）が財産相続することになり、その2人が限定承認をしたので、これに対する請求であることを主張しているものです。これは、本来相続人である被告が抗弁として主張・立証すべきものですが、債権者=原告が訴え提起前に折衝している段階で知り、訴状に記載してくることが多いようです。もし、相続人全員を被告として訴え提起したところ、相続放棄とか、限定承認の抗弁があり、家庭裁判所の受理証明書が提出されたら、相続放棄をした被告に対する訴えは取り下げるのがよいでしょう。また、限定承認をした被告に対しては、「相続財産の限度で」支払うよう、請求の趣旨を変更した方がよいでしょう。

**5** 1通は裁判所用、2通は被告（2人）用です（民訴規55条2項・137条1項）。

## ○答弁書

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号 貸金返還請求事件

原 告 小松一郎

被 告 二見かおる

同 二見 浩

答弁書

平成〇〇年7月16日

〇〇地方裁判所 御中

〒〇〇〇-〇〇〇 東京都足立区〇〇1丁目21番7号 〇〇ビル3F

<sup>2</sup>  
南千住法律事務所(送達場所)

被告2名訴訟代理人弁護士 小村聰子<sup>④</sup>

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

<sup>3</sup>

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因1は、利息、損害金の約定を除き認める。

本件借受金は、訴外二見毅が経営する、機械部品の製造販売を業とする有限会社二見製作所の運転資金として借り受けたものである。原告は、二見毅とはゴルフ友達で、書籍販売を業とする会社を経営しているが、本来二見製作所が借受人となるべきところを、原告が二見製作所の経営内容をよく知らないからということで、二見毅が個人で借り受けることとし(借受金は、二見製作所の運転資金として利用した。), 友達同士だから利息・損害金は取らない, しかし形は利息1割, 遅延損害金1割5分と整えておくことにする, という約束があったものである。この間の事情は、甲1号証の証書を作成する際に立会った二

見製作所の経理担当者が知っている。  
**4**

2 請求の原因 2 ないし 4 は認める。

3 本件借受金は、二見製作所が運転資金として使用する目的で借り受けたものであるが、二見毅個人が原告から借り受けたものであるから、限定承認した相続人である被告らとしては、相続財産の限度で支払う意思はあるが、利息・損害金については支払義務はない。  
**5**

#### 第3 和解の希望

二見毅の債務総額は、数千万円の規模であるが、相続財産はその 5 ないし 6 割程度あると見込まれるので、その範囲の率の額での和解を求める。なお、二見製作所は、債務超過に陥っており、負債総額も 2 億円を超える、自己破産の申立てを準備中のため、本件訴訟の和解に利害関係人として参加することが出来ないのが実情である。  
**6**

#### 第4 甲号証の認否

甲号証の成立は全部認める。

#### 附 屬 書 類 **7**

1 答弁書副本 1通〔直送済〕

2 訴訟委任状 1通

#### 編注解説

**1** 答弁書（その他の準備書面も）は、これに記載した事項について相手方が準備をするのに必要な期間をおいて、裁判所に提出しなければなりません（民訴規79条1項）。なお、答弁書、乙号証の写しは相手方に直送するのが原則です（民訴規80条2項・83条・137条参照）。

**2** 民事訴訟規則では、送達場所をできる限り答弁書に記載して届けなければならないとされています（民訴104条1項・民訴規41条）ので、住所と同じであっても、このように届出します。

なお、民事訴訟法では、送達場所を届けている場合、事務所移転などのために転居先不明として送達がされなかった場合でも、すぐに付郵便送達ができることになりますので注意する必要があります（民訴106条1項2項・107条1項2号）。

**3** 民事訴訟規則80条3項・53条4項に基づく郵便番号・電話番号・ファクシミリの記載です。

**4** 被告らは、利息及び遅延損害金の約定の事実を否認しましたが、否認する場合には否認する理由を具体的に記載しなければなりません（民訴規79条3項・80条1項）。本答弁書では、その証拠（人証。本件では反証ですが）についても触れています。答弁書に立証を要する事由について、重要な書証があるときは、その写しを添付しなければなりません（民訴規80条2項）。

本答弁書では、抗弁が主張されていませんが、もし抗弁を主張する場合には、立証を要する

事由ごとに、証拠を記載し、重要な書証があるときは、その写しを添付しなければなりません（民訴規80条1項2項）。

- 5 裁判所は、訴訟がいかなる段階にあるときでも和解を勧告することができますが（民訴80条）、当事者から和解の希望を申し出ることも珍しくありません。本答弁書では、被告らが和解に応ずることのできるおおよその枠を記載しています。また、本件事案の性質上、利害関係人として入るのが相当と思われる二見製作所の実情についても触れていますが、このような記載をするかどうかは、事案ごとに異なるでしょう。
- 6 答弁書には、甲号証の認否をも記載するのが望ましいです。
- 7 答弁書副本（もし書証＝乙号証があるときは、その写しも）は、相手方に直送するのが原則です（民訴規80条2項・83条・137条参照）。

## &lt;セクシュアル・ハラスメント&gt;

**文 例** セクシュアル・ハラスメントを理由として損害賠償を求める  
ケース

本文例は、女性社員が、会社の上司からセクシュアル・ハラスメントを受けたと  
して、総務部長及び会社に対して損害賠償を請求したケースです。

## ○訴 状



## 訴 状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所 御中

民訴文例  
一七

原告訴訟代理人弁護士 甲 山 梅 子 ㊞  
同 上 野 桃 子 ㊞

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地

原 告 甲 野 花 子

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地

甲山法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 甲 山 梅 子  
同 上 野 桃 子

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇号

被 告 乙 山 一 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇号

被 告 花 川 工 業 株 式 会 社

上記代表者代表取締役 花 川 太 郎

**損害賠償請求事件**

訴訟物の額 330万円  
ちょう用印紙額 ○万〇〇〇〇円

**第1 請求の趣旨**

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して330万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。

**3 仮執行宣言****第2 請求の原因****1 原告及び被告らの地位**

(1) 原告は、昭和〇〇年1月3日生まれの女性であり、平成〇〇年2月、被告花川工業株式会社（以下、「被告会社」という。）に採用されて事務職として勤務してきたが、平成〇〇年12月25日、被告乙山一郎（以下、「被告乙山」という。）の執拗なセクシュアル・ハラスメントによってやむなく退社した（甲3号証）。

(2) 被告会社は、電気部品の製造業を営む会社であり（甲1号証）、被告乙山は、被告会社の総務部長である。

**2 被告らの加害行為（甲2、3号証）**

(1) 原告は、平成〇〇年6月10日に離婚したが、その頃から、被告乙山は、被告会社の事務室内において、原告と顔を合わせると、何度も「独りで寂しくないか。」等と言ってからかうようになった。しかし、原告は、被告乙山が、被告会社の総務部長であるから、強く抗議することもできず、相手にならないようになっていた。平成〇〇年7月以降、被告乙山の言動はエスカレートし、同年7月7日午前11時頃、被告乙山は、仕事中の原告の隣に座って、「寂しいだろう。」と耳元でささやいて、原告の胸元を軽く触ったため、原告が、「こらっ。」と言って、その手を払いのけるや、被告乙山は何事もないかのように笑いながら立ち去って行った。同年7月19日、被告乙山は、原告が被告乙山の側を通った際、原告の尻を触ったため、原告が、「やめてください。」と強い調子で抗議したが、被告乙山は知らん顔をしていた。同日の夜、被告会社の会議室において開かれた恒例の暑気払いの席上、被告乙山は、原告に対し、「今夜どうか。」等としつこく誘ったが、原告がこれを断るや、被告乙山は、「もっと気楽に考えないとこの会社ではやっていけないぞ。」と恫喝したが、原告がこれに強く抗議したところ、唯苦笑いするだけであった。その翌

日、被告乙山に対し、これまでの言動について抗議したところ、被告乙山からは謝罪の言葉すらなく、そのため、原告は、同年7月21日、被告会社代表取締役花川太郎（以下、「被告会社代表者花川」という。）に対し、これまでの経緯を話し、被告乙山に対する適切な措置を求めたが、何らの改善の兆しもなく、同月25日、やむなく退職するに至ったものである。

被告乙山の上記各行為は、セクシュアル・ハラスメントにあたることは明白であって、被告乙山は、民法709条に基づき、不法行為責任を負う。

- (2) 被告会社代表者花川は、被告乙山の原告に対する職場内の日常的かつ執拗なセクシュアル・ハラスメントをしばしば目撃しており、その事実を熟知しながら、これを放置し続けた上、原告からの抗議や適切な措置をとるようとの求めにもかかわらず、何らの措置をとることなく、原告を退職に追いやったものである。

被告乙山の行為は、被告会社の「事業の執行について」行われたものであるから、<sup>5</sup>被告会社は、民法715条に基づき、使用者責任を負う。

### 3 原告の損害（甲3号証）

- (1) 原告は、被告らの行為によって、名誉、プライバシー、性的自由などの人格権を侵害された上、退職を余儀なくされ、甚大な精神的苦痛を被ったものであり、これを慰謝するには300万円を下らない金額が相当である。
- (2) 原告は、訴訟代理人甲山らに対し、本件訴訟を委任し、報酬として30万円の支払を約束した。

### 4 結論

よって、原告は、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権により330万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める。

#### 証拠方法

- 1 甲1号証 登記事項証明書  
 2 甲2号証 内容証明郵便  
 3 甲3号証 陳述書

#### 附属書類

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| 1 訴状副本          | 2通  |
| 2 登記事項証明書       | 1通  |
| 3 委任状           | 1通  |
| 4 甲1号証ないし3号証の写し | 各3通 |

**編注解説**

- 1** 民事訴訟規則では、送達場所をできる限り訴状に記載して届けなければならないとされていますので（民訴104条1項・民訴規41条）、このように届出します。
- なお、民事訴訟法では、送達場所を届けている場合、事務所移転などのために転居先不明として送達されなかつたときでも、すぐに付郵便送達又は付信書便送達ができることになりますので注意する必要があります（民訴104条2項・107条1項2号・2項）。
- 2** 民事訴訟規則53条4項に基づく郵便番号、電話番号及びファクシミリの記載です。
- 3** 本文例で、原告は、被告乙山のセクシュアル・ハラスメントが、原告の名誉、性的自由、人格権等を侵害する不法行為であるとともに、被告会社の業務の執行につき行われたものであるから、被告会社も使用者責任を負うとして、被告らに対し、各自計330万円の慰謝料及び弁護士費用の賠償を求めたものです。
- 本文例のような上司による女性従業員に対するセクシュアル・ハラスメントについて、それが会社の事業の執行についてなされたものであるとして、その上司のみならず、会社に対しても損害賠償責任を認めた裁判例としては、和歌山地裁平10・3・11判決（判タ988・239）、大阪地裁平10・12・21判決（判タ1002・185）などがあります。
- 4** 被用者個人に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の要件事実としては、①被侵害利益（権利あるいは保護法益）、②①の権利等に対する加害行為、③②についての故意又は過失、④②と⑤との因果関係、⑤被害者に発生した損害とその数額（金銭的評価額）の5つです。そこで、被用者個人に対する損害賠償を請求する場合、これらに該当する具体的な事実を主張する必要があります。本文例の請求原因1(1)、2(1)、3(1)(2)記載の内容は、上記①ないし⑤の要件事実を具体的に明らかにしたものです。
- 被用者の不法行為によって被った損害について、使用者である会社に対し損害賠償を請求する場合の要件事実としては、①被侵害利益（権利あるいは保護法益）、②①の権利等に対する加害行為、③②についての故意又は過失、④②と⑤との因果関係、⑤被害者に発生した損害とその数額（金銭的評価額）、⑥②以前の被用者と使用者間の指揮監督関係の成立、⑦②は使用者の事業の執行に付いてなされたことの7つです。そこで、使用者である会社に対し損害賠償を請求するためには、これらに該当する具体的な事実を主張する必要があります。本文例の請求原因1(1)(2)、2(1)(2)、3(1)(2)記載の内容は、上記①ないし⑦の要件事実を具体的に明らかにしたものです。
- 5** 民法715条の「事業の執行について」の要件はいわゆる外形理論が採用されて、事業と一体不可分の関係にある行為にとどまらず外觀上業務執行と同一とみられる外形を有する行為も含まれるというのが一般的ですが、果たして、上司による部下の女性従業員に対するセクシュアル・ハラスメントが直ちに会社の業務執行と同一と認められる外形を有する行為といえるかについては、疑問の余地もあり、検討の必要があるところでしょう。この点について、会社の責任を認めた判決例は、民法715条の「事業の執行について」の要件の判断には、それらの行為が勤務時間内にされたこと、職場内で行われたこと、上司の立場を利用してなされたことなどの事実を考慮しているものと思われます。
- 6** 1通は裁判所用であり、他の2通は被告ら用です（民訴規55条・137条参照）。

## ○答弁書

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇号 損害賠償請求事件

原 告 甲野花子

被 告 乙山一郎

同 花川工業株式会社

答弁書<sup>1</sup>

平成〇〇年〇〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部 御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地

<sup>2</sup>  
立山法律事務所（送達場所等の届出）

被告両名訴訟代理人弁護士 赤 白 黄 一 <sup>印</sup>

同 青 緑 桃 世 <sup>印</sup>

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

民訴文例  
一一〇

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する認否<sup>4</sup>

- 1 請求の原因1、(1)の事実中、被告乙山の執拗なセクシュアル・ハラスメントによってやむなくとの箇所を否認し、その余の事実は認める。  
同(2)の事実は、認める。
- 2 請求原因2、(1)の事実中、原告がその頃離婚した事実、恒例の暑気払の行われた事実、原告が被告乙山及び被告会社代表者花川に抗議した事実並びに原告が退社した事実は認めるが、その余の事実は否認する。  
同(2)の事実中、原告からそのような求めのあった事実及び原告が退職した事実は認めるが、その余の事実は否認する。

3 請求原因3、(1)の事実は、否認する。

同(2)の事実は、知らない。

4 請求原因4は争う。

#### 第3 被告らの主張

被告乙山は、原告が離婚し、その後、職場で塞ぎ込んでいることが多かったため、上司として、心配するあまり原告に声をかけたり、隣の席に座ったりして励ましたことがある。しかしながら、原告主張のような、同人をからかったり、耳元でささやいたり、胸元や尻を触ったりするようなセクシュアル・ハラスメントに及んだことは一切ない。暑気払の席でも、原告が元気がなかったので、親切心から、「今夜は暑気払であるから、元気を出しなさい。離婚したことなど気楽に考えたらどうか。」と言っただけであり、原告に対して誘ったり、恫喝したりしたことは一度もない。いずれの場合も、他の社員がいる勤務時間中のことであって、原告主張のような言動を被告乙山ができるはずがない。

原告から被告らに抗議等のなされた事実はあるが、そのときの原告の話も思いこみや邪推に基づくものであり、被告らの閑知しない事柄ばかりである。退職した理由について、原告は、被告らに対し、実家の家業を手伝うためであると話していた（乙1号証）。

#### 第4 甲号証に対する認否

甲1、2号証の成立は認めるが、3号証の成立は不知

#### 証拠方法

乙1号証 陳述書（被告乙山作成）

#### 附属書類

- |           |              |
|-----------|--------------|
| 1 答弁書副本   | 1通〔直送済〕      |
| 2 委任状     | 1通           |
| 3 乙1号証の写し | 2通〔うち1通は直送済〕 |

#### 編注解説

**1** 答弁書は、準備書面の一種として、原告の訴状による請求及び主張に対する認否、否認の理由、抗弁事実、抗弁を理由あらしめる事実、重要な間接事実及び証拠等の記載が求められています（民訴161条2項、民訴規79条・80条1項）。

**2** 民事訴訟規則によると、送達場所をできる限り答弁書に記載して届けなければならぬとされています（民訴104条1項、民訴規41条）、このように届出します。

なお、民事訴訟法では、送達場所を届けている場合、事務所移転などのために転居先不明として送達されなかつたときでも、すぐに付郵便送達又は付信書便送達ができることになりますので注意する必要があります（民訴104条2項・107条1項2号・2項）。

- 3** 民事訴訟規則80条3項・53条4項に基づく郵便番号・電話番号・ファクシミリ番号の記載です。
- 4** この答弁書では、被告は、原告の主張する請求原因事実を否認し、併せてその否認の理由を記載しています。これは、いわゆる積極否認といわれるもので、答弁書の第3の内容が、その否認の理由を記載したものになります。
- 5** 答弁書には、甲号証の認否をも記載するのが望ましいです。
- 6** 答弁書副本及び乙1号証の写しは、相手方に直送するのが原則です（民訴規80条2項・83条・137条参照）。

### 参考判例

- 銀行支店長の女子行員に対するセクハラ行為について、支店長個人の不法行為責任と銀行の使用者責任とが認められた上、セクハラ行為と退職との因果関係も肯定され、損害賠償として、退職後1年分の収入と同額の逸失利益、慰謝料及び弁護士費用の連帯支払が命じられたが、謝罪文の作成、交付、掲示請求は棄却された事例。（京都地判平13・3・22判タ1086・211）
- 各自の創作作品を批評し合う研究合宿中に、参加女子学生が大学の指導教授からわいせつ行為を受けたとして、教授と大学（学校法人）に対してした損害賠償請求について、被害者・加害者双方の供述と間接証拠ないし事実を詳細に比較検討しながらわいせつ行為の存在を認定し、教授については不法行為責任を認め、また、大学については、判示認定の諸事実に照らすと、合宿の実施は「国語国文研究」の授業の延長としての性格を有するものというべきであるから、わいせつ行為は大学の事業の執行行為と密接な関連を有するものと認められるとして使用者責任を肯定した上で、わいせつ行為を受けたことにより女子学生は心的外傷後ストレス障害に罹患したとして、慰謝料150万円と弁護士費用30万円の賠償支払が命じられたが、就職困難等を理由とする逸失利益の請求は棄却された事例。（東京地判平13・11・30判時1796・121）
- 従業員である知的障害の女性3名が社長から繰り返し暴行、強姦、強制わいせつ等の行為を受けたことについて、障害者らの各供述の信用性を肯定して、各女性それぞれについて慰謝料各500万円が相当であるとし、消滅時効の完成を否定して有限会社法30条ノ3に基づく社長個人の不法行為責任が認められた事例。（水戸地判平16・3・31判時1858・118）
- 大学の「テレビ研究」というゼミの教授が招聘した講師（テレビドラマの著名な演出家）が、そのゼミ受講女子大生と、懇親会後、2人でホテル内の飲食店で「筆談ゲーム」をした後、同ホテル客室内で、女子大生から何ら拒絶・抵抗を受けることなく性行為をした場合であっても、「筆談ゲーム」等の事実経過に照らし不法行為が成立するとして、慰謝料請求等を認容した一審判決より多額の慰謝料を認容した事例。（東京高判平16・8・30判時1879・62）
- ※本判決の特色は、「非暴力的性行為とその相手方の性的自由ないし性的自己決定権の侵害について」という見解を披瀝していることである。
- 有名菓子店に勤務する店長が部下である契約社員に対して「昨夜遊び過ぎたのではないの。」「処女にみえるけど処女じゃないのでしょ。」などのセクハラ的言動をした場合、この発言は正当化しうるものとは認め難く受忍限度を超える違法なものであるとして、再就労に向けて立ち直る期間が必要と認定し、民法715条により慰謝料・逸失利益等の請求が認容された事例。（東京高判平20・9・10判時2023・27）